

宍公危第 240 号

令和 4 年 9 月 16 日

宍粟市議会 議長 飯 田 吉 則 様

宍粟市長 福 元 晶 三

第 4 次宍粟市交通安全計画案に関する意見への回答について

令和 4 年 9 月 2 日付宍議第 212 号で提出いただきました、第 4 次宍粟市交通安全計画案に関する意見について、宍粟市議会基本条例第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

1. 計画の名称 第 4 次宍粟市交通安全計画
2. 修正等の有無 別紙のとおり

以上

第4次宍粟市交通安全計画（案）に関する議会意見に対する回答

表題		意見		計画案の 修正の有 無	回答(ホームページで公表)
			左の理由		
市内及び県 下の交通事 故状況 (3) ①	年齢別第1 当事者数	年齢別第1当事者数においては、16歳と64歳を同じ構成枠内に入れるのは適当でない。	第1当事者となる割合によって事故原因を分析することが大切である。16歳から64歳を同じ構成枠内に入れてしまうと中間層（20歳や40歳）の交通安全対策を検討することができないと考えるため。	無	本計画（案）は、県計画を上位計画として、県と市の状況を比較しながら分析し作成しています。 年齢別の区分については、身体能力や認知機能の低下が進む高齢者と高齢者以外の状況を分析することに重点を置いた資料としていますので今回の計画修正は無しとします。 ご意見頂きましたとおり、より細かな交通安全対策を進めて行くうえでは、年齢別の分析等も有効であると考えますので、今後の参考とさせていただきます。